

# 教育のグローバル化における資格相互承認規約 の国際法上の意義とその位置づけ —リスボン、東京、世界—

堀井 祐介

金沢大学教学マネジメントセンター教授

[キーワード] 高等教育質保証、「学習成果」の可視化、  
資格相互認証、地域規約と条約、電子資格認証

## はじめに

近年、高等教育において「学習成果」の可視化（評価手法、学習プロセス管理等を含む）が大きな潮流となっている。「学習成果」の可視化は高等教育機関に求められている人材育成機能が適切に機能しているかを見る重要な要素であり、高等教育機関での学びを終えた学生が社会で十分に能力を発揮出来ることを担保するものである。一方で、社会、経済、文化などの分野でのグローバル化は加速度的に進展しており、高等教育機関に求められている人材育成にも同様にグローバル化の観点が求められている。

高等教育のグローバル化という点では、世界の留学生数は1998年から2018年まで年平均4.8%で上昇を続け、約560万人にまで拡大して来ている<sup>(1)</sup>。この拡大傾向は、新型コロナ禍により世界の高等教育情勢が大きく変化したことに伴い、2020年には減少傾向となり、「米国への新規留学生が43%減少」<sup>(2)</sup>という報道や、日本の文部科学省が日本への留学生が10%以上減少という数値を公表<sup>(3)</sup>するなど、一時的に拡大傾向にブレーキがかかっているが、新型コロナ禍が終息した後は、再びグローバル化の流れは加速し、留学生数は増加するものと考えられる。

このようなグローバル化の中、高等教育においては、国内での教育文化に根ざす高等教育機関間での序列はなかなか崩れず、また、世界規模でのランキング

はその国内での価値がそのまま評価されないとの不満がある。このような状況において、高等教育機関としては自らの教育の質を証明することにつながる「学習成果」の可視化がより一層重要な要素となっている。

本稿では、「学習成果」の可視化の成果としての「資格（学位を含む）」が高等教育のグローバル化の文脈においてどのように捉えられているのかを、ユネスコを中心に進められてきている地域レベルでの「資格（学位を含む）」の相互認証制度、および、この仕組みの国際法的な位置づけについての解説を行うとともに、地域レベルおよび世界規模での資格の相互認証制度が我が国の高等教育に及ぼす意味について論じてみたい。

## 世界の高等教育における「学習成果」の可視化と「資格（学位を含む）」

上でも述べたが、高等教育機関での「学習成果」の可視化は、高等教育機関での人材育成機能を担保するものである。従来の機関名が記された卒業証書・修了証書に加えて、欧州ではディプロマ・サプリメント<sup>(4)</sup>のようにより具体的に何を学んだかを示す補足文書が求められるようになってきている。さらに、本稿で取り上げる世界の各地域で策定されている地域規約においては「学習成果」の集大成である「資格（学位を含む）」に焦点をあて、その相互承認を進めてきており、高等教育を受けた高度人材の国際流動性促進につながる動きが拡大してきている。また、この「資格（学位を含む）」に関しては、多くの国、地域で資格枠組み（Qualification Framework）が策定され、自国または地域内の教育制度における「学習成果」をもとにした

「資格(学位を含む)」のレベルを対外的にわかりやすく示す仕組みとして提供され、有効に機能している<sup>(5)</sup>。

## 地域規約の国際法上の位置づけ

ここでは、地域規約の国際法上の位置づけについて整理しておきたい。「条約法に関するウィーン条約」(条約法条約)において『条約』とは、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって起立される国際的な合意<sup>(6)</sup>であり、「この定義を充たす合意であれば、その文書にどのような名称が与えられているかにかかわらず、条約として扱われる。<sup>(7)</sup>」とされているため、本稿で扱う地域規約(バンコク規約、リスボン承認規約、東京規約、世界規約(以上、通称))は、「国際法における成文法である条約<sup>(8)</sup>」であると言える。「国際法の基本原則に「合意は守られなければならない(pacta sunt servanda)」がある<sup>(9)</sup>」とされ、そのことは、条約法条約全文にも記されていることから、各規約の締約国は、「発行した条約は、かかる基本原理に従って当事国を拘束し、当事国はこれを誠実に履行する義務を負う(26条)<sup>(10)</sup>」こととなる。このことは、当然、東京規約の締約国である日本にもあてはまる。

## 地域レベルでの資格の相互認証(欧州)

上でも述べたが、このように学生の流動性(student mobility)が拡大してきた背景には、地域レベルで進められてきた学位を含む資格の相互承認の仕組みが大きな役割を果たしている。欧州では、1993年のマーストリヒト条約で欧州連合(EU)が創設された。同条約附帯議定書に記された柱の一つに「欧州共同体」があり、そこから「EU市民」という概念が生み出されてきた。EUにおいては、経済活動統合による移動・就業の自由が謳われていたが、高等教育分野においてもその理念を実現すべく1999年にEU加盟国を含む欧州29ヶ国により欧州高等教育圏構築を目指したポローニャ宣言が採択され、その実現のためのポローニャ・プロセスが動き出した。ポローニャ・プロセスでは、1. 容易に読み替えおよび互換が利く学位システムの導入、2. 大学教育を学部課程と大学院修士課程に分ける2サイクル制の確立(注：後に博士課程を含む3サ

イクル制になった)、3. 単位互換制度の導入(European Credit Transfer System, ECTS)(注：後に欧州単位互換・蓄積制度(The European Credit Transfer and Accumulation System))、4. モビリティ(学生、教員、研究者、大学職員の自由な移動)の促進、5. 大学教育の質的保証に関する協力促進、6. 高等教育におけるヨーロッパ的視野の普及促進(「EU市民」育成)の6つを柱とした活動が進められてきている<sup>(11)</sup>。

また、欧州高等教育圏における質保証を担う組織として、ENQA(European Association for Quality Assurance in Higher Education、欧州高等教育質保証ネットワーク<sup>(12)</sup>)が2000年に設立され、その後、2004年の総会においてEuropean Association for Quality Assurance in Higher Education(欧州高等教育質保証協会)へと衣替えし現在に至っている<sup>(13)</sup>。

このENQAを中心に策定・改訂・運用されているのが、ESG(Standards and Guidelines for Quality Assurance in European Higher Education Area、欧州高等教育の質保証の規準およびガイドライン<sup>(14)</sup>)である。ENQAは、ESGの運用を通して、高等教育への円滑アクセスの推進とその地域統合を目指すとともに、外部評価を通しての欧州諸国の高等教育質保証機関を対象とした「質保証機関」の「適格認定(accreditation)」活動を行い、これら質保証機関による高等教育質保証の効果を各国間で相互承認できるよう、域内の質保証システムの実効性を確保するための取組を進めている<sup>(15)</sup>。

さらに、各国の質保証機関の正当性を担保し登録する制度として、EQAR(European Quality Assurance Register for Higher Education：欧州高等教育質保証機関登録機構<sup>(16)</sup>)が設立されている。EQARが果たすべき役割ないし目的は、1. 高等教育機関の信頼を高める基盤を構築することを通じて、学生のモビリティ(移動)を促進すること、2. いわゆる“アクレディテーション・ミル”(信用に値しない「ねつ造アクレディテーション」)が信用を得られないようにすること、3. 国の規制と相容れる範囲で、政府がEQARに登録された機関にお墨付きを与え、それらに質保証を依頼するように、高等教育機関に対して権威付けを行うこ

と、4. 国の規制と相容れる範囲において、高等教育機関が質保証を依頼する機関をみずから選ぶための材料になること、5. 質保証機関の質を向上し、総体的に信頼を高めるための道具となること、である<sup>(17)</sup>。

これらの流れと並行して、欧州評議会とユネスコにより策定され、1997年に批准された「欧州圏の高等教育に関する資格の承認に関する規約 (Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region)<sup>(18)</sup>」(通称：リスボン承認規約)<sup>(19)</sup>がある。同規約では、「ヒトの自由移動に関するEU法制の基幹的な特質が広範に包含されるとともに、高等教育のアクセスを阻害する国家間の障壁の撤廃と「市場」環境の平等原則を重視するEU法の基本的考え方が色濃く反映されている<sup>(20)</sup>」とされる。

リスボン承認規約には、加盟国に対し、他国からの高等教育機関への進学や就職を容易にするために、他国の学位・資格について、実質的な相違がなければ自国の類似した学位・資格として承認すること、学生や雇用主、高等教育機関等に対して、外国の学位・資格の承認に関する情報提供を行う国内情報センター(NIC)<sup>(21)</sup>を設立すること、高等教育機関に対して、ディプロマ・サプリメント(学位証書補足資料)の発行を促進させることなどが盛り込まれている<sup>(22)</sup>。

また、その前文において、以下の点が意義として述べられている<sup>(23)</sup>。

- 「教育権(right to education)」は人権であり、高等教育は知識を探求しこれを発展させる手段で、個人と社会の双方にとって非常に豊かな文化的、科学的資産である、という事実を認識すること。
- 高等教育が、平和の希求、相互理解と寛容の精神の醸成、諸国民と国家間の相互信頼の創出において重要な役割を果たしていることを理解すること。
- 欧州圏の教育システムにおける優れた「多様性(diversity)」が、十分尊重されるべきかけがえのない宝物(exceptional asset)である文化的、社会的、政治的、思想的、宗教的、そして経済的な「多様性」を反映したものであることを理解すること。
- 各国の国民並びに各締結国の高等教育機関の学生

が、他の締結国の教育資源に容易にアクセスすることにより「多様性」という他に替え難い宝物、とりわけ他の締結国の高等教育機関の教育を継続して受け修学期間を経てこれを修了する努力の成就を容易にするという貴重な経験から得られる利益を欧州圏の全ての人々が共有できるよう切望すること。

- 欧州圏の他の国々で得た学修体験、サーティフィケート、ディプロマ及び学位(degrees)の「承認(recognition)」が締結国間の学生や研究者の移動の促進に係る重要な指標であることを理解すること。
- 高等教育機関の「自律性(autonomy)」の原則の重要性を認識するとともに、同原則を支え守る必要性を自覚すること。
- 「資格(qualifications)」の「承認」が教育を受ける権利並びに社会的責任の中軸的要素であることを確信すること。

前文に続いて、(用語等の)諸定義、関係機関の権限、「資格」のアセスメントに関する基本原則、高等教育にアクセスする「資格」の承認、「修学期間(periods of study)」の承認、「高等教育資格(Higher education qualification)」の承認、難民(refugees)、避難民(displaced persons)及びこれらと同等の立場に置かれている人々が保持する「資格」の承認、高等教育機関及び高等教育プログラムのアセスメントに関する情報、「承認」事項に関する情報、規約実施のメカニズム、附則について条文として記されている<sup>(24)</sup>。このリスボン承認規約における教育権とは、欧州において人権とは異なる観点から議論されてきた、ドイツ発祥の法理論である基本権が、2000年のEU基本権憲章<sup>(25)</sup>(法的適用はリスボン条約発効後)において第2章「自由」第14条「教育を受ける権利」<sup>(26)</sup>につながるものであり、リスボン承認規約の重要な柱の一つである。この教育権に加えて、リスボン承認規約の意義として、「資格」の承認、平和、相互理解、多様性、高等教育機関の自律性、教育資源利用等に言及されている。

## 地域レベルでの資格の相互認証(アジア太平洋)

アジアでは、1983年に「アジア太平洋における高等教育に係る修学、修了証書及び学位の承認に関する地

域規約 (Regional Convention on the Recognition of Studies, Diplomas, and Degrees in Higher Education in Asia and the Pacific) (通称：バンコク規約)<sup>(27)</sup> が採択された。このバンコク規約は、1970年代からユネスコ主導で策定・承認された地域規約の1つである。同規約では、前文で、ユネスコ憲章に基づき、教育、科学、文化の振興・交流を通して、経済、社会、文化、技術を発展させることが、アジア太平洋地域の平和の促進につながることを、高等教育の質の向上を目指し、地域における多様性が重要な資源であることを認識し、学生、研究者の移動の自由、教育資源の効果的活用、学位等の相互承認が重要であることなどが謳われている。第2条第2項では、より具体的な目的として、

- ・学生、研究者が規約締結国の高等教育機関および研究機関にアクセスできるようにすること
- ・学生、研究者の学習履歴、証明書、学位を承認すること
- ・単位、学習分野、証明書、学位、高等教育へのアクセスの比較可能性を保証するシステムを整備するために用語の定義と評価基準作成およびそれらを採用すること
- ・証明書、学位などから確認出来る既修得知識を念頭において次の段階への進学を受け入れること
- ・高等教育レベルにおける学際的知識なども考慮し、到達している教育レベル、受講したコースに基づく部分的な学習を柔軟に評価する仕組みを採用すること
- ・学習、証明書、学位の承認に関しての情報共有の仕組みを整備すること

が記されている。

また、世界人権宣言 (the Universal Declaration of Human Rights)、国際人権規約 (the International Covenants on Human Rights)、教育における差別待遇の防止に関する条約 (the UNESCO Convention against Discrimination in Education) を列記して人権の観点からの教育の普及についての言及もなされていた。

その後、ユネスコの枠組みの下、2011年に東京で開催された国際会議において上記バンコク規約を改訂した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地

域規約」(通称：東京規約)が採択された<sup>(28)</sup>。2021年2月1日現在、日本を含む11ヶ国が締約国となっている。東京規約の内容については別に説明するとして、日本ではこの規約に基づき、高等教育資格承認情報センター (NIC-JAPAN) が大学改革支援・学位授与機構内に設置されている。

東京規約本体に記されている意義は、以下の通りである (前文より抜粋)。

- ・アジア太平洋における教育に係る伝統、制度及び価値観に著しい多様性が存在することを認識し、
- ・アジア太平洋において存在する文化及び高等教育制度の多様性が、特別の資源であることを確信し、
- ・アジア太平洋において知識の向上を奨励し、及び高等教育の質を不断に改善するため、締約国の人的な潜在力を最も適当な形で利用することを目的として、締約国間の協力を強化し、及び拡充することを約束し、
- ・自国の規則に妥当な考慮を払いつつ、各締約国の国民 (特に学生及び学者) による各締約国の教育資源の利用を容易にすることにより、アジア太平洋の人々が文化資源を十分に活用できるようにすることを希望し、
- ・締約国間の協力の枠組みにおいて、高等教育の資格の承認が、学生及び学者の国際的な移動を容易にすることを確信し、
- ・アジア太平洋において経済的、社会的、文化的及び技術的な発展を容易にし、並びに平和を促進することを目的として、文化交流を強化することが必要であることに留意し、
- ・高等教育の資格の承認に関する実際的な課題について共通の解決策を見出す必要があり、これによりアジア太平洋における学生及び学者の移動が容易なることを認識し、承認に関する現在の慣行を改善し、並びに当該慣行を一層透明性の高いものとし、及びアジア太平洋における高等教育の現状に一層適合させる必要があることを認識し、
- ・各締約国が他の締約国によって付与された高等教育の資格を承認することは、締約国間の高等教育上の移動を促進するための重要な措置となるものである

ことを考慮し、

- 各締約国の文化的状況に適した方法により生涯教育及び教育の民主化を促進するため、高等教育の資格の承認をできる限り広範に確保することを希望し、
- 各締約国が資格のための制度を設け、及び認める権利並びに各締約国の機関の自律性を尊重して、

この前文に続いて、用語の定義、権限のある承認当局、資格の評定に関する基本原則、高等教育を受ける機会を与える資格の承認、部分的な修学の承認、高等教育の資格の承認、難民、避難民及び難民に類する状況にある者が有する資格の承認、評定事項及び認定事項並びに承認事項に関する情報、実施、最終規定について条文として記されている<sup>(29)</sup>。

東京規約の意義として、「資格」の承認、移動促進に加えて、多様性、教育の民主化、教育資源利用、協力関係強化等に言及されている。

## 世界規約へ

ユネスコにおける高等教育の資格の承認に関する規約については、欧州、アジア太平洋だけでなく、アラブ、地中海、アフリカ、ラテンアメリカ・カリブ海においても地域規約が承認されており、それらを踏まえて、2019年に世界規約がユネスコ総会で採択されている<sup>(30)</sup>。

この世界規約は、これら地域規約が域内に限定されているため、高等教育関係者の移動(モビリティ)をより一層促進するため、地域規約での相互承認の仕組みを世界規模に拡大することを目指して作成が進められた結果生み出されたものである。ユネスコのサイトには、「この世界規約は、国際的な学術関係者の移動(モビリティ)促進、および、取得した高等教育資格を、公正で透明性があり差別のない方法で評価される権利を促進することを目的としている。世界規約は、学生、教員、研究者、求職者の国際的な交流を促進することにより、世界中で高等教育へのアクセスを拡大することを目指している。世界規約は、また、高等教育の分野における国際協調を強化し、世界規模での高等教育の質の向上に貢献するものと考えられる」と記されている<sup>(31)</sup>。

世界規約本体に記されている意義は、以下の通りである(前文より抜粋)。

- 高等教育の資格の承認に関するユネスコの地域規約に立脚し、
- 全ての段階における包摂的かつ衡平な質の高い教育並びに全ての人に対する生涯学習の機会を促進する締約国の責任を再確認し、
- 高等教育における国際協力の増進、学生、労働者、専門家、研究者及び学者の移動、科学研究における変化並びに教育及び学習における形態、方法、発展及びイノベーションの相違を意識し、
- 公共財及び公の責任として公立及び私立機関の双方によって提供される高等教育を考慮し、並びに学問の自由及び高等教育機関の自律性の原則を支持し、及び保護する必要性を認識し、
- 高等教育の資格の国際的な承認が、学習者及び学習、学者、科学研究及び研究者並びに労働者及び専門家の移動を通じて、相互に依存した学習及び知識の発展を容易にし、並びに高等教育における国際協力を強化することを確信し、
- 締約国間の文化的な多様性(特に、教育に係る伝統及び高等教育の価値における相違を含む。)を尊重し、
- 高等教育の資格の承認に関する世界規約が高等教育の資格の承認に関するユネスコの地域規約を補完する必要性に対応し、及びこれらの規約の間の結束を強化することを希望し、
- 承認に関する慣行を世界的に改善するための共通の、実質的な及び透明性のある解決策を見出す必要性を確信し、
- この規約が国際的な移動、承認のための公正で透明性のある手続に関する連絡及び協力並びに世界的な規模における高等教育の質の保証及び学術の一体性を促進することを確信して、

この前文に続いて、用語の定義、この規約の目的、高等教育の資格の承認に関する基本的原則、締約国の義務(高等教育を受ける機会を与える資格の承認、高等教育資格の承認、部分的な修学及び従前の学習の承認、難民及び避難民が有する部分的な修学及び資格の承認、評定及び承認に関する情報、申請の評定、権限

のある承認当局に関する情報、高等教育課程への入学許可のための追加的な要件)、実施に係る構造及び協力(実施に係る構造、国内の実施に係る構造、国内の実施に係る構造のネットワーク、締約国の政府間会議)、最終規定(加盟国による批准、受諾又は承認、加入、効力発生、この規約の締約国と承認に関する地域規約及びその他の条約の締約国との関係、憲法上の連邦制又は非単一制、廃棄、寄託、改正、国際連合への登録、正文)について条文として記されている<sup>(32)</sup>。世界規約の意義として、「資格」の承認、移動の促進に加えて、学問の自由、高等教育機関の自律性、国際協力の強化、多様性等に言及されている。

### 「資格(学位を含む)」およびその承認とは

ところで「資格(学位を含む)」およびその承認とは具体的には何を指しているのでしょうか。今回主に取り上げる3つの規約における表記を比較してみる。

#### リスボン承認規約

資格(Qualification)<sup>(33)</sup>

##### A. 高等教育資格(Higher education qualification)

高等教育プログラムを問題なく修了できたことを証明する権限ある機関によって授与された学位、ディプロマ(diploma)その他の修了証明書(certificate)。

##### B. 高等教育にアクセスする資格(giving access to higher education)

教育プログラムを無難に修了し得たことを証明する権限ある機関によって授与され、かつその「資格」の保持者に高等教育を受ける権利(アクセス(access)の意の定義を併せ参照)を認める学位、ディプロマその他の修了証明書。

#### 承認(Recognition)

権限ある機関による海外の教育上の「資格」に対する公的認定であり、教育や雇用へのアクセスの可否を判断するためになされるもの。

#### 東京規約<sup>(34)</sup>

「高等教育を受ける機会を与える資格」とは、関係当局が付与する資格であって、教育課程を修了したことを証明し、及び当該資格を有する者に高等教育への入学許可について検討される権利を与えるものをいう。

「高等教育の資格」とは、高等教育機関が付与する学位、修了証書その他証明書であって、高等教育課程を修了したことを証明するものをいう。

「資格の承認」とは、締約国の権限のある承認当局が外国において付与された教育の資格の価値について定め、及びその価値に対して与える正式な確認をいう。

#### 世界規約<sup>(35)</sup>

(a) 「高等教育資格」とは、権限のある当局が付与する学位、修了証書、証明書又は賞であって、高等教育課程を修了したこと又は該当する場合には従前の学習を確認したことを証明するものをいう。

(b) 「高等教育を受ける機会を与える資格」とは、権限のある当局が付与する学位、修了証書、証明書又は賞であって、教育課程を修了したこと又は該当する場合には、従前の学習を確認したことを証明し、及び当該資格を有する者に高等教育への入学許可について検討される権利を与えるものをいう。

「承認」とは、申請者に少なくとも次の事項を含む結果を提供するために行われる、外国において付与された教育の資格、部分的な修学又は従前の学習の妥当性及び学術上の水準に関する権限のある承認当局による正式な確認をいう。

(a) 高等教育への入学許可を申請する権利

(b) 雇用の機会を求める可能性

3つの規約ともに、権限ある機関により与えられた学位、修了証明書等を「資格」としており、また、それらの「資格」を得るために「高等教育機関に入学(アクセス)する資格」も定義されている。さらに、「資格」の承認についても、それぞれの規約の締約国が海外での「資格」を公的(正式)な確認(判断)であるとされている。

### 電子資格認証について

リスボン承認規約に基づき、欧州を中心に「外国学歴・資格認定(Foreign Credential Evaluation, FCE)」のシステムが発展してきた<sup>(36)</sup>。FCEシステムにおける電子化の大きな契機となったのは、2012年のフローニンゲン宣言ネットワーク(Groningen Declaration Network, GDN)発足である。GDNは、「世界中の市民

が、いつでも、どこでも、自身の学修歴データ原本を閲覧し、だれに対しても共有できるようにする『電子学生データの携帯性』を実現し、それにより、世界中の市民の学修・就転職の移動性ニーズに資する」ことを目的とした「世界市民のための電子学生データ・エコシステム」である<sup>(37)</sup>。上でも述べたが、相互承認規約やFCEにおいてもそれぞれの国、地域の多様性は尊重される。その場合、紙などの物理的媒体だけでは複写提出等に困難を伴うことは容易に予測される。そこで、GDNのような活動により「資格(学位を含む)」証明や学修歴を正式に承認された機関を通してデータ化しておけば、相互承認作業における負荷は大幅に軽減されるものと考えられる。

## まとめ

以上見てきたように、高等教育において急速に進展しているグローバル化を法的、制度的に支援するものが資格相互承認規約であり、現在は、欧州、アジアなどの地域だけでなく、世界レベルをカバーする規約まで策定されている。それぞれの規約が策定された時代が異なるため記述、表現には差があり、一部の規約で表現上明確に読み取れないものもあるが、以下にいくつか共通点を挙げてみたい。

- ・「教育権が人権であり全ての人に保障されている」という考えが生涯教育および教育の民主化促進につながっている点
- ・高等教育が経済的、文化的発展を支えることで平和の促進につながる点
- ・多様性の尊重が求められる点
- ・相互承認が学生、研究者の移動促進につながる点
- ・高等教育機関の自律性を尊重している点
- ・資格承認の仕組みを作ることを求めている点

これらの規約で規定している内容は、ごくごく単純化すれば、どこの国、どこの地域であれ、教育機会の提供をグローバル化し、各段階、内容ごとに資格を与え、それをお互いに承認することで、職業選択のグローバル化にもつながり、学びだけでなく就業においても人的交流が促進され、相互理解が進んで平和維持につながる、という考え方である。もちろん、人権(基

本権)としての教育権、高等教育機関の自律性と教育の民主化、多様性の尊重は前提として存在している。

グローバル化が進む中、「国境を越えて人権が保護される」という意味において、「グローバル化」が生じた<sup>(38)</sup>とされている。このことは、「人権(の内容)が国際化したことよりも、人権の実現手段が「グローバル化」したことが最大の飛躍である<sup>(39)</sup>」とされており、その実現手段の一つである地域規約、世界規約に内包されている人権としての「教育権」の保障は重要であると考えられる。

日本について見てみると、日本は、国際人権条約を批准し、アジア太平洋規約(東京規約)の締約国でもあるため、規約の内容の実行に責任を持っていると考えられる。東京規約締約国の責務として、高等教育資格承認情報センター(NIC-Japan)を設置し、国内の大学に対して情報発信を行っているが、規約の実質化に向けて発展途上の段階にあると考えられる。

東京規約は条約の一つであり、「日本が国際条約を締結し、当該条約が発効すると、日本は国家として条約に基づく義務を負うこととなる」、「当該条約を国内で具体的に実施することが求められるのである」とされ、「条約の締結および国内法制の整備を通じて国内への取り込み(国内受容)」、「国内法制の運用などを通じて条約の規律内容を国内平面で実現することを求めるのである(条約の国内実施)<sup>(40)</sup>」であるため、国としても今後一層の努力が求められるのではないだろうか。

また、国、地域レベルにおいては、「資格(学位を含む)」を段階別に明示した国家資格枠組みも設定されているが、相互承認規約とともにそれぞれの国家資格枠組みの各段階比較があれば、より一層、教育、就業のグローバル化を進めることが出来るものと思われる。さらに、各規約で記されている体制整備のためには、相互認証を電子化する、つまり、電子資格認証体制を整備することが必須である。このことにより各種手続き負担が軽減され、より一層、相互承認、人的交流、グローバル化が進むものと思われる。

## 【参考資料および参考文献】

関連 URL アクセス日時：2021年5月30日

欧州高等教育圏およびボローニャ・プロセス関連

<https://ehea.info/>

ESG 関連

<https://www.enqa.eu/esg-standards-and-guidelines-for-quality-assurance-in-the-european-higher-education-area/>

ENQA 関連

<https://www.enqa.eu/>

EQAR 関連

<https://www.eqar.eu/>

大学改革支援・学位授与機構「各国・地域の高等教育  
質保証の基本情報」

[https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/1272551\\_3028.html](https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/1272551_3028.html)

大学改革支援・学位授与機構「ユネスコ総会、世界規  
約を採択—高等教育資格の承認を推進」

<https://qaupdates.niad.ac.jp/2020/01/23/global-convention/>

バンコク規約関連

[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=13523&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13523&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

リスボン承認規約関連

<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/rms/090000168007f2c7>

東京規約関連 (ユネスコサイト)

[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=48975&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

東京規約関連 (文部科学省サイト)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1399120.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1404607.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm)

世界規約関連 (ユネスコサイト)

<https://en.unesco.org/news/unesco-adopts-first-united-nations-international-treaty-higher-education>

<https://en.unesco.org/themes/higher-education/recognition-qualifications/global-convention>

[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=49557&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=49557&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

## 【参考文献】

ピエール＝イヴ・モンジャル (著)、西海真樹、兼頭ゆみ子 (訳)、『欧州連合・基本権・日欧関係』、中央大学出版、2019年

芦沢真五、「東京規約と電子資格認証がもたらすインパクト：優秀な留学生・高度人材を獲得するための環境整備 (教育の国際交流)」、『IDE：現代の高等教育 (613)』、IDE大学協会、2019年、pp.38-46

芦沢真五、中崎公一、「世界で拡大する証明書類のデジタル化 —学修歴・資格認証電子顔実証実験開始へ—」、『月刊 大学マネジメント9月号』、2020年、pp.25-30

芦沢真五、「転換期の教育交流と国際教育の将来像—コロナ禍における教育交流のパラダイムシフト—」、『大学時報2020年7-9月合併号』、日本私立大学連盟、2020年、pp.64-73

阿部浩己 (著)、『国際法の人権化』、信山社、2014年  
岩沢雄司 (著)、『国際法』、東京大学出版会、2020年  
大佐古紀雄、「第5章大学評価の国際的動向 第2節ヨーロッパにおける地域規模の動向 European Quality Assurance Register for Higher Education (EQAR)」、『大学評価の体系化』(JUAA 選書15)、2016年10月、pp.184-189

小松一郎、『実践国際法 (第2版)』(法律学講座15)、信山社、2015年

杉原高嶺 他 (著)、『現代国際法講義 [第5版]』、有斐閣、2012年

早田幸政、堀井祐介、「欧州圏における高等教育資格の国境を越えた通用性に関する規範的枠組み」、『比較法雑誌 第54巻 第2号』、日本比較法研究所、2020年、pp. 123-159

堀井祐介、「第5章大学評価の国際的動向 第2節ヨーロッパにおける地域規模の動向 European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA)」、『大学評価の体系化』(JUAA 選書15)、2016年10月、pp.170-177

森肇志 他(著)、『分野別国際条約ハンドブック』、有斐閣、2020年  
山元一 他(編著)、『グローバル化と法の変容』、日本評論社、2018年

**【注】 URL アクセス日時：2021年5月30日**

- (1) “Education at Glance 2020”, OECD, p.226, [https://read.oecd-ilibrary.org/education/education-at-a-glance-2020\\_69096873-en#page1](https://read.oecd-ilibrary.org/education/education-at-a-glance-2020_69096873-en#page1)
- (2) <https://www.usnews.com/education/best-colleges/articles/annual-study-international-student-numbers-in-us-drop>
- (3) 2020 (令和2) 年度外国人留学生在籍状況調査結果、文部科学省、<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseiki/data/2020.html>
- (4) ディプロマ・サプリメントとは、地域の実情に合わせ、国内外での出願に使える手段であり、学術的および職業に関する目的での承認を助けるシステムである。行われた学習に対する成果に焦点をあてるツールであり、特に海外で就職、就学する際に助けになる。記載される内容としては、授与される資格の種類とレベル、資格を発行した機関、コースの内容と得られた結果、国家教育制度の詳細などである。  
<https://europa.eu/europass/en/diploma-supplement-stakeholders>  
[https://www.enic-naric.net/fileusers/THE\\_DIPLOMA\\_SUPPLEMENT.pdf](https://www.enic-naric.net/fileusers/THE_DIPLOMA_SUPPLEMENT.pdf)
- (5) 国家資格枠組みとしては、Australian Qualifications Framework (<https://www.aqf.edu.au/>)、Malaysian Qualifications Framework (<https://www.mqa.gov.my/pv4/mqf.cfm>)、European Qualifications Framework (<https://europa.eu/europass/en/european-qualifications-framework-eqf>) などがある。
- (6) 杉原高嶺 他 (著)、『現代国際法講義 [第5版]』、p.280
- (7) 森肇志 他 (著)、『分野別国際条約ハンドブック』、p.1
- (8) 小松一郎、『実践国際法 (第2版)』、p.266
- (9) 岩沢雄司 (著)、『国際法』、p.49
- (10) 杉原高嶺 他 (著)、『現代国際法講義 [第5版]』、p.297
- (11) <https://ehca.info/>
- (12) <https://www.enqa.eu/>
- (13) 堀井祐介、「第5章大学評価の国際的動向 第2節ヨーロッパにおける地域規模の動向 European Association for Quality Assurance in Higher Education (ENQA)」、『大学評価の体系化』(JUAA 選書15)、p.170
- (14) <https://www.enqa.eu/esg-standards-and-guidelines-for-quality-assurance-in-the-european-higher-education-area/>
- (15) 早田幸政、堀井祐介、「欧州圏における高等教育資格の国境を越えた通用性に関する規範的枠組み」、『比較法雑誌 第54巻 第2号』、p. 127
- (16) <https://www.eqar.eu/>
- (17) 大佐古紀雄、「第5章大学評価の国際的動向 第2節ヨーロッパにおける地域規模の動向 European Quality Assurance Register for Higher Education (EQAR)」、『大学評価の体系化』(JUAA 選書15)、p.184-189
- (18) <https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/rms/090000168007f2c7>
- (19) convention は条約とも訳せるが、本稿では、他の類似例と合わせるため「規約」と訳す。
- (20) 早田幸政、堀井祐介、「欧州圏における高等教育資格の国境を越えた通用性に関する規範的枠組み」、『比較法雑誌 第54巻 第2号』、p. 124
- (21) ENIC-NARIC Networks (<https://www.enic-naric.net/index.aspx>) がリスボン承認規約締約国に設立された国内情報センターをつなぐネットワークとして設立されている。
- (22) 大学改革支援・学位授与機構「各国・地域の高等教育質保証の基本情報」[https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/1272551\\_3028.html](https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/1272551_3028.html)
- (23) 早田幸政、堀井祐介、「欧州圏における高等教育

- 資格の国境を越えた通用性に関する規範的枠組み」、『比較法雑誌 第54巻 第2号』、pp.128-129
- (24) 同上、pp.131-142
- (25) Charter of Fundamental Rights of the European Union <https://fra.europa.eu/en/eu-charter>
- (26) ピエール＝イヴ・モンジャル（著）、西海真樹、兼頭ゆみ子（訳）、『欧州連合・基本権・日欧関係』、pp.57-59
- (27) ユネスコサイト [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=13523&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13523&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)
- (28) NIAD内高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）サイト <https://www.nicjp.niad.ac.jp/site/TokyoConvention.html>
- (29) 文部科学省サイト [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1399120.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm)
- (30) ユネスコサイト Conventions and recommendations in higher education <https://en.unesco.org/themes/higher-education/recognition-qualifications/conventions-recommendations> および文部科学省サイト [https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt\\_koktou01-000006607\\_1-12.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt_koktou01-000006607_1-12.pdf)
- (31) ユネスコサイト <https://en.unesco.org/themes/higher-education/recognition-qualifications/global-convention>
- (32) ユネスコサイト [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=49557&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=49557&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) および 文部科学省サイト [https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/unesco/009/1411026_00002.htm)
- (33) リスボン承認規約第一節諸定義より
- (34) 東京規約第一章用語の定義より
- (35) 世界規約第一章用語の定義より
- (36) 「東京規約と電子資格認証がもたらすインパクト」、『IDE2019年8-9月号』、p.41
- (37) 「世界で拡大する証明書類のデジタル化 ―学修歴・資格認証電子化の実証実験開始へ」、『大学マネジメント』、2020年9月号、p.26
- (38) 山元一 他（編著）、『グローバル化と法の変容』、pp.71
- (39) 同上
- (40) 森肇志 他（著）、『分野別国際条約ハンドブック』、p.8

---

# The significance and position of mutual recognition conventions concerning globalization of higher education under international law- Lisbon, Tokyo, Global

---

※ Yusuke HORII

## [Key Words]

quality assurance of higher education, visualization of “student learning outcomes”, mutual recognition of qualifications, regional conventions under international law, digital credential

## [Abstract]

The aim of this article is to clarify the significance and the position of the Lisbon, Tokyo, and Global Conventions, which recognize qualifications concerning higher education. In recent years, visualized “student learning outcomes” are becoming important in quality assurance in higher education as more and more students study abroad. Under UNESCO initiatives, six regional conventions have been established to assure quality in higher education by supporting the mobility of students, researchers, and other university staff.

Under international law, these conventions are considered a treaty. According to the *pacta sunt servanda* expressed in Article 26 of the 1969 Vienna Convention on the Law of Treaties, “Every treaty in force is binding upon the parties to it and must be performed by them in good faith”. This rule applies also to Japan, one of the contracting countries of Tokyo Convention (see below).

To establish the European Higher Education Area (EHEA), the Bologna Process was implemented. One of the six main aims of EHEA is to promote the mobility of the same stakeholders as the previous regional conventions. Alongside the Bologna Process, the Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region (Lisbon Convention) was adopted in 1997.

In the Asia-Pacific area, the Regional Convention on the Recognition of Studies, Diplomas, and Degrees in Higher Education in Asia and the Pacific (Bangkok Convention) was adopted in 1983 to promote mobility of students, researchers and other university staffs. In 2011, the Bangkok Convention was revised, resulting in the Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education (Tokyo Convention). Japan is one of the contracting countries.

Since these regional conventions in Europe, Asia-Pacific, and the others may limit mobility inside the area, UNESCO adopted the Global Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education to cover the worldwide mobility in 2019.

Naturally, the Lisbon, Tokyo, and Global Conventions have common themes. These include the right of education including life-long learning, democratization of education, and the promotion of peace, as well as the

diversity, mobility, and autonomy of higher education institutions.

In addition, from a technical point of view, the digital foreign credential evaluation system, supported by the Groningen Declaration Network, needs to be introduced to facilitate fair recognition of qualifications.

Every contracting country including Japan must honor the convention in good faith to promote mobility and quality assurance in higher education, which leads to a brighter future for students, researchers, and worldwide society.

---

※ Center for Management of Teaching and Learning, Kanazawa University